

## 環境社会配慮ガイドライン包括的検討

## ⑦自然生息地

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
【7.1 世銀 ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照】				
1	①レビュー 調査結果 スライド 2p.	(1) 「リスク影響の評価」の「生物多様性オフセットを実施する場合は、生物多様性の価値の no net loss もしくは望ましくは net gain が達成されるよう」における“no net loss”、“net gain”の意味（定義）および内容を教えてください。（コ）	谷本 委員	世銀 ESS6 の脚注 8 と 9 において、「no net loss」と「net gain」はそれぞれ以下のように定義、説明されています。  「No net loss」とは、事業による生物多様性の損失が、適切な地理的規模において、影響の回避最小化、オンサイトの復元や重要な残留影響のオフセット実施の結果、相殺される状態を指す。  「Net gain」とは、自然生息地または重要な生息地の生物多様性価値のための、追加的な保全の成果である。ネットゲインは、生物多様性オフセットを含めたミティゲーションヒエラルキーの完全な実施を通じて、あるいは、生物多様性オフセットは実施せずとも生息地の保護や生物多様性保全のための現場での追加プログラムの実施を通じて本 ESS のパラ 24 の要求事項を満たす場合に、達成し得る。
2	①レビュー 調査結果 スライド 2p.	(2) 生息地区分及び事業を実施する場合に満たすべき条件で示される3つに分類される「生息地」、すなわち、① 改変された生息地(Modified Habitat)、② 自然生息地(Natural Habitat)、③ 重要な生息地(Critical Habitat) は改定される GL においてぜひ触れていただきたい。（コ）	谷本 委員	ご指摘のとおり、世銀で導入された生息地区分を参照することできめ細かい生物多様性への配慮が可能になりますが、改変された生息地(modified habitat)、自然生息地(natural habitat)について、生息地区分を特定するために必要な情報が少ないことが想定されるため、世銀の運用状況を注視し導入を慎重に検討します。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
3	①レビュー調査結果スライド3p.	(2) 生息地区分及び事業を実施する場合に満たすべき条件の3)にある「生物多様性の減少や改変を伴わない場合の想定される負の影響」の例を示してください。(コ)	谷本委員	<p>「想定された負の影響が生物多様性の減少や改変を伴わない場合」の負の影響の例としては、</p> <p>世銀 ESS6 脚注 13 では、生物多様性価値の減少、Net reduction について「ある種が何世代にも渡る長い期間において地球・地域・国規模で存続してきたその能力に対して影響を与えるような、個体の単体／複数損失のことを指す」としています。</p> <p>従いまして、ここでいう「負の影響」の例としては、こうした生物多様性価値の「減少」あるいは「改変」を伴わない影響、例えば、貴重種の生活圏やねぐらなどへの影響を最小限にした小規模樹木伐採、そうした場所から遠く離れた場所での騒音等といった、個体数の大幅な減少を伴わない影響のことを指すかと思いません。</p>
4	①レビュー調査結果スライド3p	NO.3 同様に、(2) 生息地区分及び事業を実施する場合に満たすべき条件の5)の「重要な生息地の大幅な劣化や改変を伴わない事業」の例を示してください。(コ)	谷本委員	<p>世銀 ESS6 とその Guidance Note では「重要な生息地の大幅な劣化や改変を伴わない事業」の例を明示していません。なおご参考までに、JICA ガイドライン FAQ では、著しい転換と著しい劣化を以下のように整理しています：</p> <p>著しい転換：重要な自然生息地または重要な森林である状態が、完全に消滅または著しく減少すること</p> <p>著しい劣化：重要な自然生息地または重要な森林が持つ当該地域の在来種を保全・維持する機能や生態系の主要な機能が著しく減少すること</p>
5	①レビュー調査結果スライド3p	(3) 保護区の定義にある Alliance for Zero Extinction Sites (以下、AZE) の訳語は“絶滅ゼロ同盟”となっている例がありますが、いかがでしょうか。(質)	谷本委員	<p>ご指摘の通り、Alliance for Zero Extinction Sites (AZE) の訳語は、環境省資料含め「絶滅ゼロ同盟」となっている例が多いようです。今後 AZE の訳語を使用する場合に留意致します。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
6	①レビュー調査結果 スライド 5p	（4）保護区での事業実施要件に関する整理にある「当該保護区の管理者やスポンサー、先住民を含む被影響者、他の関係者と、事業の案件形成、設計、実施、モニタリング、事後評価の段階において必要に応じて、協議し、彼らの参加を確保すること」とあるが、事業実施に対して反対があった場合の対応を明示する必要はありませんか。（コ）	谷本 委員	現行 GL 別紙 1「社会的合意」において事業に対する合意形成の対応が明示されています。
7	①レビュー調査結果 スライド 6p	（5）サプライチェーンに対するセーフガードポリシーの適用にある「一次供給者への影響力の行使に係る借入人の能力等によってこれらのリスクへの対応が変わる」とは具体的にどのような状況において発生するのですか。（質）	谷本 委員	世銀 Guidance Note6 para GN40.1 には「一次供給者に対する借入人の影響力は、一次供給者との契約条件（the terms and conditions of contracts）次第である」と記載されています。
8	p1・1	生息地区分を使うとして境界面図面が整備されないと実効性ある環境管理の手段にはなりえない。世界の生息地区分地図は何時までに誰の負担でこれができるか考えるのか。（質）	鈴木 委員	世銀の考え方はあくまでプロジェクトごとに生息地を区分するというもので、例えば ESS6 para 23 にあるいずれかのクライテリアを満たす場合には重要な生息地に区分されます
9	p1・2	生息地及び生物多様性へのリスク及び影響を把握する段階に於ける情報公開・ステークホルダーの参加の仕掛けが必要と考える。（コ）	鈴木 委員	ご意見参考に致します。
10	p1・2	管理計画の作成だけでなく、短期、中期、長期の管理計画の実施計画と人、物、金の裏付け、資金計画を明示する。借入人という表現は世銀の資料からだからでしょうか？（コ・質）	鈴木 委員	ご意見参考に致します。事前送付資料の「借入人」という表現は世銀 ESS 6 に基づいています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
11	p1・3	<p>生物多様性オフセットの導入を検討する際にどれだけの事例を分析したのでしょうか？それらの開発行為の種類、規模、期間、の考え方の一覧表に整理して示すこと。</p> <p>環境対策・生物多様性オフセットとして実施された対策の内、特に域外保全の保全効果はどのように評価されているのか？（コ・質）</p>	鈴木委員	<p>生物多様性オフセットの取り扱いについては、日本で実践例が少ないことを踏まえつつ、専門家からの助言や世銀等の実施例を参考にしつつ、慎重に検討して参ります。</p>
12	p2・2	<p>改変された生息地の復元可能性の評価とエンリッチメントを含めて考えることが必要。（コ）</p>	鈴木委員	<p>世銀 ESS6 では改変された生息地について「The Borrower will avoid or minimize impacts on such biodiversity and implement mitigation measures as appropriate.」と記載されています。</p> <p>また、ESS6 全体で「The Borrower will avoid adverse impacts on biodiversity and habitats. When avoidance of adverse impacts is not possible, the Borrower will implement measures to minimize adverse impacts and restore biodiversity in accordance with the mitigation hierarchy provided in ESS1 and with the requirements of this ESS.」とあり、ミティゲーションヒエラルキーに沿った対応が求められています。</p>
13	p3・1	<p>1) 実行可能な代替案に財政の制約を含めないこと。（コ）</p>	鈴木委員	<p>ご意見参考に致します。</p>
14	P4・3	<p>原則、保護区にかかる事業は実施しない、と書くのではないかと。特定の条件を満たすとは、どのような条件か具体的に上げること。（コ）</p>	鈴木委員	<p>世銀 ESS 6 のパラグラフ 27 に保護区で事業を実施する場合に満たす必要のある条件が示されています。</p> <p>JICA の現行ガイドラインにおける保護区の条件は助言委員会と実施したガイドライン運用見直しの結果を踏まえて FAQ に示されています。</p> <p>URL : <a href="https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ku57pq000005boho-att/faq_08.pdf">https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ku57pq000005boho-att/faq_08.pdf</a></p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
15	P5	保護区での事業実施要件を検討することは、当該国政府の保護区に指定した意思に対するリスペクトを欠いている。（コ）	鈴木委員	世銀 ESS 6 の保護区で事業を実施する場合に満たす必要のある条件は、事業対象地の相手国の国内法上事業実施が認められていることに加えて、相手国政府が認証した当該保護区の管理計画に沿って実施することを求めており、相手国の制度と意図を尊重した枠組と理解しています。
16	P.2	文化保護への対処が不明。（コ）	寺原委員	文化財に関する議論は第 8 回の包括的検討 WG で行います。
17	P.3	①改変された生息地と②自然生息地の境界が判然としない場合が多いと推測される。（コ）	寺原委員	ご指摘を踏まえ、改変された生息地と自然生息地の考え方については導入を慎重に検討します。
18	全般	「重要な生息地」は、自明だが、他の生息地区分の判定は、誰がどう行うものなのか？（質）	寺原委員	世銀 ESS 6 では、借入人が生息地区分を特定するとされています。
19	全般	生息地区分による考え方に賛成します。（コ）	寺原委員	ご指摘のとおり、世銀で導入された生息地区分を参照することできめ細かい生物多様性への配慮が可能になりますが、改変された生息地（modified habitat）、自然生息地（natural habitat）について、生息地区分を特定するために必要な情報が少ないことが想定されるため、世銀の運用状況を注視し導入を慎重に検討します。
20	レビュー調査結果スライド 1p	生物多様性管理計画（Biodiversity Management Plan）には、どのような内容が盛り込まれると想定されているのでしょうか。（質）	源氏田委員	世銀 Guidance Note6 の Appendix A: Indicative Content of a Biodiversity Management Plan (BMP)によると、BMP には、目的、活動内容、禁止事項（保全効果を減少させるような行動の禁止、例えば伐採や狩猟など）、実施スケジュール、実施体制、実施費用と予算が含まれています。
21	レビュー調査結果スライド 1p	生物多様性オフセットを実施した場合、生物多様性の価値の no net loss もしくは net gain はどのように測定・評価されるのでしょうか。（質）	源氏田委員	1 番の回答をご覧ください。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
22	レビュー調査結果スライド 2p	「改変された生息地」は、農地、植林地など人の手の入った二次的自然を保全することにつながることから、JICAのガイドラインでも、同様の生息地区分を導入し、保全を図っていただければと思います。里地里山等の自然環境の保全は、途上国においても、今後、重要になってくるものと考えられます。 (コ)	源氏田委員	ご指摘のとおり、世銀で導入された生息地区分を参照することできめ細かい生物多様性への配慮が可能になりますが、改変された生息地（modified habitat）、自然生息地（natural habitat）について、生息地区分を特定するために必要な情報が少ないことが想定されるため、世銀の運用状況を注視し導入を慎重に検討します。
23	レビュー調査結果スライド 3p	重要な生息地において、事業を実施する場合に満たすべき条件のうち、「6）・・・必要な mitigation hierarchy が検討されている場合」は、「6）・・・必要な mitigation strategy が検討されている場合」だと思われまます。 (ESS6 para 24 (f)) (コ)	源氏田委員	ご指摘のとおり mitigation strategy に修正します。
24	全般	生息地区分（「改変された生息地」、「自然生息地」、「重要な生息地」）に応じて、事業実施の要件を分ける考え方に賛成いたします。(コ)	源氏田委員	ご指摘のとおり、世銀で導入された生息地区分を参照することできめ細かい生物多様性への配慮が可能になりますが、改変された生息地（modified habitat）、自然生息地（natural habitat）について、生息地区分を特定するために必要な情報が少ないことが想定されるため、世銀の運用状況を注視し導入を慎重に検討します。
25	p.1	現行 GL では、環境社会配慮項目を「生態系および生物相」「自然環境（越境または地球規模の環境影響）」ということ a を使っているが、ここでは検討対象は「自然生息地」となっている。一方で、世銀 ESS6 は「生物多様性保全と生物自然資源の持続可能な管理（Biodiversity conservation and sustainable	日比委員	ガイドラインの環境社会配慮項目は、本ワーキンググループの議論も踏まえて今後検討して参ります。なお、WG6「労働・汚染管理・コミュニティ」においても、生態系サービスに依存するコミュニティの存在を踏まえた生態系サービスへの影響の視点について助言をいただいております。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		management of living natural resources) 」としており、厳密には、必ずしも同じ範囲ではない。ESS6では、「生物多様性と生物支店の持続可能な管理」の対象または構成要素として、生息地を位置付けてる。生息地・保護区の定義以前に、対象範囲と考え方を明確にしておくべきではないか。（コ）		
26	p.1	Mitigation hierarchy については、世銀 ESS6 では、生物多様性および生態系への影響を「回避」することと明記し、その上で会費が不可能な場合にのみ最小化/再生の緩和措置を取るとしている。これは、大前提として回避することに重きを置いた立付けになっているが、事前配布資料では、「回避・最小化・再生の順に対応する」とはあるが、回避の重みが表現されていない。（コ）	日比 委員	重要なご指摘と考えます。現行ガイドラインには、「まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。」と表現されています。
27	p.1	事前配布資料では「緩和策の実施にあたっては precautionary approach を適用」すべしとあるが、世銀 ESS6/GN では、緩和策だけでなく、それ以前の高位でのリスク評価段階で適用すべしとしている。（コ）	日比 委員	ご意見参考に致します。
28	p.1、2	もし、JICA として生物多様性オフセットを導入する場合には、生物多様性オフセットには、課題が多いこと（技術的課題としては指標設定や計画・モニタリング方法論、合意形成など）、IFC を中心に世銀	日比 委員	生物多様性オフセットの取り扱いについては、日本で実践例が少ないことを踏まえつつ、専門家からの助言や世銀等の実施例を参考にしつつ、慎重に検討して参ります。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		ではかなりの研究と試行、国際的なコンサベーション・コミュニティとの対話や共有、ステークホルダーとの合意形成・実施体制の構築などを10年以上に渡り蓄積してきていることに留意（特に、NGOを含めた国際的なステークホルダーとの協議、参画には力を入れてきている印象がある）（コ）		
29	p.2	自然生息地の対応について、ノーネットロス（出来ればネットゲイン）を達成する形で事業実施するがあるが、重要な生息地ではない自然生息地においても、厳格に mitigation hierarchy を適用すべき。（コ）	日比委員	自然生息地（natural habitat）については、生息地区分を特定するために必要な情報が少ないことが想定されるため、区分の導入及び事業実施要件について世銀の運用状況を注視し導入を慎重に検討します。
30	p.3	「重要な生息地」の定義については、事前資料で言及がありませんが、現行 GL/FAQ を引き継ぐということになるのでしょうか。（質）	日比委員	現行ガイドラインの重要な自然生息地の定義は IFC を参照していますが、これを変更するかは、今後検討して参ります。
31	p.3	重要な生息地での事業実施条件を採用するとした場合、3) の「生物多様性の減少や改変」は、どのように評価するのか？これは、4) 5) とは別に条件としてあることに留意する必要がある。科学的知見に基づいた具体的な評価基準を設定すべき。その際、自然資本評価も検討すべき（自然環境のコミュニティへの便益を数値化できる）（質）	日比委員	3 番の回答もあわせてご覧ください。世銀 ESS 6 及びガイダンスノートには具体的な評価方法について記載されていません。この点は引き続き世銀の運用を確認して参ります。
32	p.3	「5) 重要な生息地の大幅な劣化や改変」については、事業の直接的影響はもちろん、間接的影響（例えば、道路事業による交通アクセスが改善されるこ	日比委員	間接的影響に相当する「二次的派生的影響」については、合理的な範囲内で影響評価と緩和措置の対象としていますが、包括的検討第4回ワーキンググループでの議論を踏まえて検討して参ります。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		とで、森林減少が促進されるような場合）についても影響評価と緩和措置の対象とすべき（多くの生息地の破壊は、間接的な圧力要因に起因することがミレニアム生態系評価や IPBES 報告書などで指摘されている）（コ）		
33	p.3	「生物多様性管理計画」の策定を GL に含めるのであれば、含むべき内容や水準、作成方法論などを具体的に規定する必要があるのではないか。（コ）	日比委員	ご指摘のとおり、生物多様性管理計画を作成する場合は、世銀 ESS 6 の Biodiversity Management Plan を参考に可能な限り骨子等を FAQ 等で示すことを検討します。
34	p.4	事前配布資料では、重要な生息地において、7 項目を満たせば事業を実施できるとしているが、世銀 ESS6 では、「オフセットすることができない影響」が残る場合には事業は実施しないと明言しており、「6) mitigation hierarchy の検討」だけでは不十分と理解できる。この点につき、P.1 のオフセットの項目に追記すべきである。（コ）	日比委員	ESS6 パラ 18 にて生物多様性の観点から特別且つかけがえのない地域について特筆してご指摘の記載がある点を踏まえ検討して参ります。事前送付資料に合わせて追記します。
35	p.6	森林破壊の主要原因が、土地利用変化（土地改変）とされている以上、それを生み出す可能性のあるドライバーは、サプライチェーンの中から可能な限り排除することは必須。	日比委員	ご指摘の点に関する具体的な方法は世銀 ESS 6 の規定を参考に検討して参ります。
36	p.7	重要な生息地、生物多様性への負の影響（大幅な劣化や改変含めて）の評価方法や基準を明確に示すべき。（コ）	日比委員	ご指摘を踏まえ検討して参ります。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
37	p.7	生物多様性オフセットについては、しっかり定義付けをすべき。（既存案件で環境配慮措置として言及されることが多い「代償植林」は、生物多様性オフセットには当たらない）（コ）	日比 委員	生物多様性オフセットの取り扱いについては、日本で実践例が少ないことを踏まえつつ、専門家からの助言や世銀等の実施例を参考にしつつ、慎重に検討して参ります。
38	1P	ESS6—10 では、「事業の実施による生息地及び生物多様性へのリスク及び影響」に関して、借入れ人による影響把握が要求されています。「生息地のリスク及び影響」については、生息地の分類方法等で（配布資料の 2P が示す分類）、地理的な把握が可能かと思われませんが、後半部分の「生物多様性へのリスク及び影響」については、これだけでは把握が困難かと思われませんが、特に生物多様性との関連で、これをいかに把握する方法が可能でしょうか。世銀は、借入人が、プロジェクトによって影響やリスクを及ぼす可能性のある生態学的に重要な地域のすべてに対し、国内法下の保護区に属すかどうかに関係なく、ESIA 評価に含めるべきとの立場かに見えます。これらの場合には、ESS6 のパラ 16 が示すように、ミテイゲーション・ヒエラルキー、予防的アプローチ、adaptive management といった手法が適用されると記述しています。この ESS6 の立場では、借入人の対応方法として、例えば、仮に生息地以外の周辺地域の生物多様性へのリスクや影響についてまで ESIA の対象範囲が及ぶものと考えるべきで	作本 委員	世銀 ESS6 para10 では、影響評価の対象は、生物多様性の観点から重要と考えられ、プロジェクトにより影響を受ける地域とされています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		しょうか。あるいは、単に、ESIA の評価対象となる範囲との関連で、リスクにまで広げて配慮すべきとの立場を一般的に述べているに過ぎない内容とみるべきでしょうか。理解方法によっては、ESS para11 番が指摘するようなベースライン調査の対象範囲にも変化が生じるかと思われます。（質）		
39	p.2	ESS6 の、改変された生息地と自然の生息地に分け、そのどちらにも重要な生息地があるとする区分を参照することを支持します。 重要な生息地の定義が事前配付資料には書かれていないようですが、ESS6 のパラ 23 の定義を参照することを支持します。しかし生息地の範囲等、実際の判断は難しいことも想定されます。（コ）	米田委員	ESS 6 では、3 つの生息地の区分があると記載されていますが、改変された生息地と自然生息地のどちらにも重要な生息地があるという記載はないと理解しています。 重要な生息地の定義は、現行ガイドラインの「重要な自然生息地」の定義を FAQ に示しておりますが、これを世銀 ESS 6 のパラ 23 に変更するかは、今後検討して参ります。 生息地の範囲をプロジェクト毎に判断することに難しさが伴う場合があることはご指摘のとおりです。
40	p.2-3	ESS6 の生息地区分によるリスク管理手法を参照することを支持します。（コ）	米田委員	ご指摘のとおり、世銀で導入された生息地区分を参照することできめ細かい生物多様性への配慮が可能になりますが、改変された生息地（modified habitat）、自然生息地（natural habitat）について、生息地区分を特定するために必要な情報が少ないことが想定されるため、世銀の運用状況を注視し導入を慎重に検討します。
41	p.4	ESS6 の保護区の定義を参照することを支持します。 政府により提案されている地域も含める点も支持し	米田委員	ご意見を踏まえ、保護区の定義を検討して参ります。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		ますが、実際には確認が難しい場合もあるかもしれません。（コ）		
42	p.5	保護区には種々の目的（生物や生態系、無生物の自然物や景観、文化財等の保護）があり、その目的に沿った扱いをする必要があると思います。それには法的な規制や管理計画を参照することとなり、ESS6のパラ 27（p.5の2ポツ目の4点）を参照することを支持します。（コ）	米田委員	ご指摘のとおり、世銀は相手国政府による保護区設定の目的を踏まえ、法的な規制や管理計画に沿って事業を実施することを求めています。
43	p.4	国際条約で指定されている場所は保護区が多いですが、KBA等は保護区ではなく、ESS6では「国際的に認知されている生物多様性の価値が高い地域」として追加されているものです。 これらの地域を保護区と呼ぶのは混乱を生じる可能性があるので、区別して認識すべきと思います。（コ）	米田委員	ご意見を踏まえ、「国際的に認知されている生物多様性の価値が高い地域」に関して混乱を生じさせないよう呼称を検討して参ります。
44	p.4	国際的に認知されている地域の認知条件は「重要な生息地」の定義と重複するため、これらの地域は重要な生息地として扱った方が良いでしょうと思います。（コ）	米田委員	重要な生息地はプロジェクト毎に判断されるものですが、「国際的に認知されている生物多様性の価値が高い地域」は重要な生息地に該当する可能性が高い地域として扱っております。ESS6ではこれら地域について保護区と同等の要件充足を求めるとともに、別途重要な生息地に該当するかを個別に判断する整理と理解しています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
45	p.1	ESS1 のパラ 27 に示されている mitigation hierarchy の概念を JJICA-GL に導入することを支持します。 現在の JICA-GL で「代償措置（英訳は compensation）」とされている部分はオフセットの概念に近いと思われます。 また、minimize or reduce と mitigate を区別する考え方も導入すべきと思います。（コ）	米田 委員	ESS 1 のパラ 27 に示される mitigation hierarchy の考え方を取り入れるべきのご意見参考に致します。なお、現行ガイドラインでは、「代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。」と記載されており、ESS 1 パラ 27 にあるように、重大な影響が残存する場合という点を示すことも合わせて検討します。
46	p.1	ESS6 のパラ 10 以下にある「生物多様性オフセット」の概念を JICA-GL に導入することを支持します。（コ）	米田 委員	生物多様性オフセットの取り扱いについては、日本で実践例が少ないことを踏まえつつ、専門家からの助言や世銀等の実施例を参考にしつつ、慎重に検討して参ります。
47	ESS6 Para1	ESS6 の Introduction では “ Biodiversity often underpins ecosystem services valued by humans. Impacts on biodiversity can therefore often adversely affect the delivery of ecosystem services.” として、生物多様性への影響がもたらす生態系サービスへの影響に触れています。GL においても生態系サービスの重要性に触れる必要があると思います。（コ）	林 委員	生態系サービスについては、WG6「労働・汚染管理・コミュニティ」においても、生態系サービスに依存するコミュニティの存在を踏まえた生態系サービスへの影響の視点について助言をいただいております。いただいたご指摘踏まえ検討いたします。
48	ESS6 P67	GL では、回避、最小化、代償の概念が含まれていますが、より明示的に mitigation hierarchy の優先順位を位置づけた後、用語を明確に位置付ける必要があるのではないのでしょうか。（コ）	林 委員	現行ガイドラインの別紙 1「対策の検討」に mitigation heirarchy の考え方が示されていますが、見直しの可否は本ワーキンググループの議論を踏まえ検討します。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
49	ESS6 Para10	ESS6para10 “In accordance with the mitigation hierarchy, the Borrower will make the initial assessment of project risks and impacts without taking into account the possibility of biodiversity offsets.” に述べられていますように、Biodiversity offsets を考慮せずに、環境へのインパクトを適切に評価することがまず大切です。オフセットはあくまで最終手段であり、それが免罪符的な使われ方が無いように十分留意する必要があると思います。 (コ)	林 委員	ご指摘の点留意します。生物多様性オフセットの取り扱いについては、日本で実践例が少ないことを踏まえつつ、専門家からの助言や世銀等の実施例を参考にしつつ、慎重に検討して参ります。
50	ESS6 Para14	ESS6para14 の “ ‘modified habitat’ , ‘natural habitat’ , ‘critical habitat’ , along with ‘legally protected and internationally and regionally recognized areas of biodiversity value’ のように、自然状態に応じてカテゴリーを分けることは意味があると思います。なお、critical habitat 以外の明確な区分は現実的には難しい場面が多い可能性はあります。 (コ)	林 委員	ご指摘のとおり、世銀で導入された生息地区分を参照することできめ細かい生物多様性への配慮が可能になりますが、現行ガイドラインに含まれない改変された生息地（modified habitat）、自然生息地（natural habitat）について、明確な区分の特定が難しい場面が想定されるため、導入を慎重に検討します。
51	ESS6 Para17	Biodiversity offsets は、政策手法として多数の国で導入されており、有効な政策手法として活用されている一方、何をオフセットするのか、どのくらいの量、どのくらいの期間等管理するのか、など議論の余地が大きいと思われまます。このため利害関係者や当該分野に精通した専門家の意見が十分反映される	林 委員	生物多様性オフセットの取り扱いについては、日本で実践例が少ないことを踏まえつつ、専門家からの助言や世銀等の実施例を参考にしつつ、慎重に検討して参ります。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		ような仕組みが極めて重要と思います。また、適切なオフセットとは何かという内容をきちんと位置付けるとともに、オフセットを検討してもプロジェクトができない条件のようなものも整理しておく必要があると思います。		
52	ESS6 Para22	ESS6では、Natural habitat が主な biodiversity offsets の対象と考えているように見受けられます。こうした場合、オフセットが有効に機能する場合も考えられます。一方で、不可逆的な影響が生じた場合に、取り返しがつかない影響が生じかねないような場合も想定されるため、オフセットが免罪符的に使われないような条件整理をしておくことが重要と考えます。	林 委員	生物多様性オフセットの取り扱いについては、日本で実践例が少ないことを踏まえつつ、専門家からの助言や世銀等の実施例を参考にしつつ、慎重に検討して参ります。
53	ESS6 Para24	助言委員会のWGにおいてもしばし、重要な生息地でのプロジェクトについて議論になることが多くあったと思われます。ESS6のように、重要な生息地でのプロジェクト実施の条件を整理しておくことは有用と考えます。（コ）	林 委員	重要な生息地での事業実施要件は、現行ガイドラインのFAQに示しております。
54	ESS6 P71	助言委員会のWGにおいても、保護区対象については多くの議論があったものと記憶しております。今回ESS6の中で、“Internationally recognized areas of high biodiversity value”として、保護区の対象の拡大が図られていますので、これと整合するようにGLの方も再検討する必要があると思います。	林 委員	国際的に認知されている生物多様性の価値が高い地域についてはIFC等の他の国際機関のセーフガードポリシーも参考に対象を検討して参ります。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
55	ESS6 Para28-30	現行の GL では、Invasive alien species について触れていないと思いますので、この点についても含める必要があるのではないのでしょうか？（コ）	林 委員	ご意見を踏まえ、今後対応を検討して参ります。
56	ESS6 Para34	助言委員会の WG で議論された事例においても、植林を行う事例がいくつかあったように記憶しております。その際、どこに何をどのくらい植えるのかが議論になっていました。ESS6para34 のように “34. Where the project includes commercial agriculture and forestry plantations (particularly projects involving land clearing or afforestation), the Borrower will locate such projects on land that is already converted or highly degraded (excluding any land that has been converted in anticipation of the project).” のような取り決めがあると有用と考えます。（コ）	林 委員	ご意見を踏まえ、今後対応を検討して参ります。
57	ESS6 Para38	ESS6para38” 38. Where a Borrower is purchasing natural resource commodities, including food, timber and fiber, that are known to originate from areas where there is a risk of significant conversion or significant degradation of natural or critical habitats, the Borrower’ s environmental and social assessment will include evaluation of the systems and verification practices used by the primary suppliers.” サプライチェーンの環境配慮は、ESS の中でも随所	林 委員	ご意見を踏まえ、今後対応を検討して参ります。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>に見られます。このような観点は環境配慮の観点からは重要ですが、どこまで考慮するかが問題になるかと思えます。JICAでの実施可能性を検討し、前向きに取り入れる方向で検討してはどうでしょうか。</p> <p>（コ）</p>		
58	P.2 ESS6 1.	<p>ESS6 1. では、生物多様性が生態系サービスを支えていると指摘されている。従来の環境配慮では、絶滅危惧種など個別の生物への配慮は議論されてきたが、生物多様性の劣化が生態系サービスに影響するといった広い概念を明確には扱ってこなかったと理解している。</p> <p>JICAの実施する事業の支援対象国の、特に農村部では、生態系サービスの劣化が直接的に地域の人々の生活に影響するため、その防止はコミュニティへの負の影響や人権侵害を防ぐ上で非常に重要である。</p> <p>また、2019年に発行された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」等が示す現状の危機状態を鑑みても、これ以上の生物多様性の減少は容認される状態とは思われないことから、生態系サービスへの間接的な影響も含めた検討が含まれば、相手国の意識を高める効果も期待される。</p> <p>ガイドライン上で生態系と生態系サービスへのリスク配慮について、明示されることが望ましい。</p> <p>（コ）</p>	木口 委員	<p>生態系サービスについては、WG6「労働・汚染管理・コミュニティ」においても、生態系サービスに依存するコミュニティの存在を踏まえた生態系サービスへの影響の視点について助言をいただいております。いただいたご指摘踏まえ検討いたします。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
59	P.2	<p>従来のガイドラインでもカテゴリA 案件では「EIA レベルでの環境緩和策（回避・最小化・代償を含む）モニタリングおよび環境配慮実施体制案を作成する」ことになっているが、ESS6 を参照した場合、これが Mitigation hierarchy に代わるということになるのか。</p> <p>Mitigation hierarchy 導入は生物多様性オフセット導入とセットになると考えているか。（質）</p>	木口委員	<p>現行ガイドラインには、mitigation hierarchy は「まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。」と表現されています。オフセットについては、世銀 ESS 6 にも示されるとおり、影響の回避、最小化・軽減措置を講じてもなお重大な影響が残存する場合に、最終手段として検討されるものと理解しています。</p> <p>オフセットは日本で実践例が少ないことを踏まえつつ、専門家からの助言や世銀等の実施例を参考にしつつ、慎重に検討して参ります。</p>
60	P.2	<p>生物多様性オフセットに関しては、支援対象国のモニタリングのキャパシティに課題があり、導入は難しいと考える。現状、助言委員会で事業後に確認できる文書は、支援当該国からのモニタリング報告書だが、記述に問題を感じることが多い。生物多様性オフセットのような高度で長期の観測体制が要求される報告が、円滑になされるとは考え難い。</p> <p>また、少なくとも東南アジアの大陸部では、水域での生物の情報が非常に少なく（例えば、淡水の経済魚種ですら、生活史が明らかになっているものがないなど）、そもそも、ベースライン・データの構築に大きな不安がある。加えて、生態系への影響は予測が困難であり、JICA が設定したモニタリング期間をすぎて、影響が生じる懸念が払拭できない。</p> <p>（コ）</p>	木口委員	<p>生物多様性オフセットの取り扱いについては、日本で実践例が少ないことを踏まえつつ、専門家からの助言や世銀等の実施例を参考にしつつ、慎重に検討して参ります。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
61	P.3	ESS6 で、改変された生息地への生物多様性への影響を回避、最小化し、適切な緩和策を講じている点は評価できる。ラムサール条約湿地は、人為的に作られた環境も対象としている。（コ）	木口委員	ご意見参考に致します。
62	P.7	サプライチェーンに対するセーフガードポリシーの適用については、世銀,IFC の対応を参照し、ガイドラインに反映させることが望ましい。 ここで対象とされる天然資源は、認証制度のあるパーム油や木材が想定されていると理解したが、他にも最近では、建築用骨材の川砂の河川での過剰採取や埋め立て用土砂の採掘も問題化するなど、サプライチェーンの確認や代替手段の検討の対象となる資源は増えていくと考えられる。（コ）	木口委員	ご意見を踏まえ、今後対応を検討して参ります。
63	資料 P1, 調査報告書案 4-23	文化財保護。ESS8 と borrowers note を参照してください。（コ）	石田委員	文化財に関する議論は第 8 回の包括的検討 WG で行います。
64	資料 P1, 調査報告書案 4-23	ESS8 borrowers note、Scope of applications。tangible と intangible に分けての説明、intangible な文化財の重要性は特に見ておいてほしいと思います。（コ）	石田委員	文化財に関する議論は第 8 回の包括的検討 WG で行います。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
65	資料 P1, 調査報告書案 4-23	ESS8borrowers note には、利害関係者の関与と文化財のタイプについても詳述されているのでそこも参照し GL に含めるかどうかの検討をお願いしたいところです。（コ）	石田委員	文化財に関する議論は第 8 回の包括的検討 WG で行います。
66	資料 P1	<p>自然環境が持続可能な開発だけにとどまらず我々人類の生存を支えているという認識が GL 設定時より更に高まっているので、ESS6-1,3,4 の内容（以下の「・」）を新 GL に反映することを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の保全と生物資源を持続的に管理することは持続可能な開発の基礎であること</li> <li>・生息地が重要であること。それらは互いに支え合って多様性を生み出していること。</li> <li>・少数民族を含め生物の多様性や自然資源を利用する人たちのニーズ</li> <li>・それらの人たちが自然資源の持続的な管理や生物多様性の維持における積極的な役割の継続</li> </ul> <p>など。（コ）</p>	石田委員	ご意見参考に致します。
67	資料 P1	ESS8-8 開発が時に多様性への脅威となり、生物多様性や生息地が脆弱で代替の効かないものであること。ここも明記できないものかと思えます。（コ）	石田委員	ご意見参考に致します。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
68	資料 P1	ESS8 ESS1 Mitigation hierarchy。回避、最小化、緩和、補償/オフセットと4区分で提唱されている。実際の事業にあたっては、この定義を用いて議論することで開発と生物資源および生息地保全の両立を可能とする道であると思えるので、4つの定義をGLにも導入し、更に実際の事業での計画にあたっては、どの定義による緩和策を採用するのかを盛り込むことを希望します。併せてオフセットは最後の手段（ESS6-15）なので、そこまでもっていかない緩和あるいは回避が求められるということも記してほしいところです。（コ）	石田 委員	ご指摘のとおりと考えます。現行ガイドラインには、「まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。」と表現されています。オフセットについては、世銀ESS6にも示されるとおり、影響の回避、最小化・軽減措置を講じてもおおきな影響が残存する場合に、最終手段として検討されるものと理解しています。
69	資料 P1	ESS6 guidance note GN11.の活用。 例えば（c）では生態系サービスの多面性が分類されて明記されている。開発事業の実施では生態系サービスの多面的な特徴は正しく認識されている必要がある（現状ではどこまでそれが認識されているかはわからない）、GLの別紙に明記してはいかかかと思えます。（コ）	石田 委員	生態系サービスについては、WG6「労働・汚染管理・コミュニティ」においても、生態系サービスに依存するコミュニティの存在を踏まえた生態系サービスへの影響の視点について助言をいただいております。いただいたご指摘踏まえ検討いたします。
70	資料 P1	ESS6 guidance note 11.3 有効な調査データが入手しがたいことや生態系の複雑さが複数の相乗的なインパクト並びに長期的な影響の予測を難しくしている。そのため生物資源管理や生物多様性保全には科学的な不確実性が付きまとうということ。そのような状況であることから、予防的管理と効果的な緩和	石田 委員	ご意見参考に致します。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		策の適用が薦められる、と記述がなされている。このことは事業に関わる事業実施側の共通認識としてもっておいてほしいと思うところです。 また、限られた時間での生態系調査における（避けられない）不完全性を踏まえると、ESS6にも登場する順応的管理 adaptive management の検討も必要であろうと思えます。（コ）		
71	資料 P1	質問の 66 番でも書きましたが、自然資源を利用しているその地域の人たちが自然資源の持続的な管理や生物多様性の維持における積極的な役割の継続を担う役割をはたしていること。彼らの声をこれまで以上に聞いてほしいと思うところです。（コ）	石田 委員	ご意見参考に致します。
【7.2 保護区では事業を実施しない要件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否】				
72	参考 スライド 8p	JICA FAQ における保護区での事業実施の条件として示されている 5 つの条件を改定 GL において何らかの形で示してほしい。（コ）	谷本 委員	ご意見を踏まえ、FAQ に示す条件をガイドライン本文に含めるか検討して参ります。
73	p7 7.2	変更の必要はない。変更したいのであれば、なぜ変更する必要があるかを説明すべし。 保護区では事業を実施しない原則は、JICA GL の特徴であり生物多様性保全上有効な歯止めになっていると考えている。GL としては、保護区を通過する計画協議には応じない、いうことで良い。（コ）	鈴木 委員	保護区、特に相手国政府が指定する保護区については、各国の保護の目的、それに応じた管理計画を尊重し、それらを尊重した形で JICA も事業を実施することが肝要と考えています。その観点では、FAQ における保護区での事業実施の条件を満たすことが必要十分と考えます。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
74	P8	現状でも、「原則実施しないが、例外規定あり」であって、「絶対に実施しない」ではないのでは？ （質）	寺原 委員	ご理解のとおりです。現行ガイドラインには「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない）。」と示されています。
75	P8	「例外規定」は、どこに規定されているのですか？ （質）	寺原 委員	FAQにおいて、保護区での事業実施の条件を記載しています（事前送付資料の7ページ記載）。
76	P8	生息地区分および保護区による変更でよいと考えます。 （コ）	寺原 委員	ご意見参考に致します。
77	スライド 7p	原則、保護区で事業を実施しない という方針は、自然保護上の大きな歯止めとなっていることから、維持すべきではないでしょうか。 （コ）	源氏田 委員	保護区、特に相手国政府が指定する保護区については、各国の保護の目的、それに応じた管理計画を尊重し、それらを尊重した形で JICA も事業を実施することが肝要と考えています。その観点では、FAQ における保護区での事業実施の条件を満たすことが必要十分と考えます。
78	レビュー 調査結果 スライド 3p,5p,ス ライド 7p,8p	保護区で例外的に事業が実施される場合として、JICA の FAQ では 5 つの要件が挙げられていますが、ESS6 の重要な生息地において活動が実施できる条件や、保護区において事業が実施できる要件とは乖離はないのでしょうか。 （質）	源氏田 委員	JICA の FAQ における保護区での事業実施の条件は、世銀の ESS 6 が策定される前に行ったガイドライン運用見直しを経て、IFC の Performance Standard を参照して定められています。このため、ESS 6 と完全に一致してはおりませんが、大きな乖離はありません。 重要な生息地において活動できる条件は、保護区と重要な生息地の違いを反映して、異なる内容となっています。JICA の FAQ において「重要な自然生息地あるいは重要な森林の著しい転換または著しい劣化と伴わないようにするための配慮」として、IFC 等の規定を参考に満たされるべき要件を保護区での実施要件とは別に示しています。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
79	p.5	<p>事前配布資料では、保護区の定義として「保護区は政府により長期的な自然とその生態系サービスや文化的価値の保護を目的として指定された地域を指し、国際的に認知されている地域も含む」としているが、世銀 ESS6/GN では、「any category of formal PA（全ての保護区）」「other protection under national or local laws and regulations（その他法令により保護される地域）」「formal or informal protection by local communities or traditional authorities（ローカルコミュニティまたは先住民族の権限者（？）により正式または非正式に保護される地域）」「国際的に認知された地域」とされており、上記よりも幅広い。正確に記述すべき。（コ）</p>	日比委員	<p>ガイダンスノートは事業実施の際に参照可能な文書であり、ESF の一部としてポリシーを形成するものではないため、本ワーキングの事前送付資料では参照を省略しています。</p>
80	p.5	<p>事前配布資料の世銀 ESS6 における保護区での事業実施の追加要件の 1 点目（法律上許可されている）については、その通りであるが、JICA が当該国の法律に違反する形で事業を実施することは、保護区に関係なくあり得ないことではないか？ 満たすことが当たり前の条件を、追加的条件として設定することに、保全上の追加性はない。（コ）</p>	日比委員	<p>ご指摘の世銀の条件については、ESS 6 パラ 27 に示されている規定をそのまま事前送付資料に掲載したものです。なお、環境レビューの観点では要件を明示することで早期に当該要件の遵守を確認できるメリットがあると考えます。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
81	p.5	<p>事前配布資料の世銀 ESS6 における保護区での事業実施の追加要件の 2 点目（管理計画に一致すること）については、具体的にどのようなケースを想定しているのか。現行 GL 下での保護区に係る議論からは、保護区ないであっても開発が許可されているゾーンやケースもある、という論拠かと想像するが、保護区の本来の目的が「保護」することなのだから、保護区ないの開発も保護に資するために許可されている、と理解するのが、法令の精神に沿うとすることが、予防的アプローチになる。また、自然環境、特に生物多様性の保全は、当該国だけの問題ではなく、地球規模で国際社会にとって価値があるものであり、必ずしも当該国の保全政策（保護区の規定等）が、地球規模価値の保護にとって十分な水準にあるとは限らない。自然環境保全の観点から当該国の法令を遵守・尊重するのはもちろんのこと、不十分な場合には、JICA（あるいは日本の納税者）として地球規模価値保全のために必要な配慮（回避含む）を適用することをガイドライン上で明記すべき。（コ）</p>	日比委員	<p>保護区は、それを設定する相手国政府の目的・意図をまずは尊重すべきと考えます。加えて生物多様性保護の観点から高い保護の重要性が認められる地域は、重要な自然生息地としての配慮を行いつつ事業を実施することが、JICA の現行ガイドラインの考え方、および世銀や IFC の考え方と理解します。</p>
82	p.5	<p>事前配布資料では、保護区での事業実施の追加要件の 3 点目で、ステークホルダーの参加を「必要に応じて（as appropriate）」得るべきとしているが、より正確に「適切な場合に」とすべき。（コ）</p>	日比委員	<p>「妥当だが必要でない」という考え方をとることはないように思われます。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
83	p.7	GL レビュー調査において、具体的な案件レビューでは、「保護区内で実施された事業」は対象になっていないと理解するが、実際にはあったのではないか。また、少なくとも案件形成・環境評価段階で、保護区内での事業が検討された例は複数あったはずである。もし、保護区における対応を変更するのであれば、少なくともこれらのケースについて、分析・評価すべきである。（コ）	日比委員	ガイドラインレビュー調査では、カテゴリ C(10 件) を除く 90 案件中「自然保護や文化保護のために特に指定された地域」の中で実施された事例はなかったが、周辺で実施された案件は 7 案件 (No.5, 18, 21, 24, 35, 41, 42)が確認されました。
84	p.7	上記 (NO.83) に引き続き、保護区における対応を変更するのであれば、科学的知見やデータ、国際的な潮流 (世銀の ESS の対応だけでなく、自然環境の現況・トレンド) に基づき、論理的に変更の必要性を提示すべき。（コ）	日比委員	保護区は、それを設定する相手国政府の目的・意図をまずは尊重すべきと考えます。加えて生物多様性保護の観点から高い保護の重要性が認められる地域は、重要な自然生息地としての配慮を行うことが適当と考えます。
85	p.7	仮に、「保護区での事業実施原則禁止」から「生息地区分に基づいた事業実施」へ変更するとすれば、生物多様性条約等日本政府が有する自然環境保全の責任を鑑み、変更により自然環境保全がより改善されること (すなわち p.1 で提示されている net gain に通じること) を示すべきである。論理的には、自然環境への負の影響が増大する可能性が増すと考えるのが自然ではないか。（コ）	日比委員	保護区は、それを設定する相手国政府の目的・意図をまずは尊重すべきと考えます。加えて、生物多様性保護の観点から高い保護の重要性が認められる地域は、重要な自然生息地としての配慮を行うことが適当と考えます。重要な自然生息地での実施要件は従来より強化されていると考えています。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
86	p.7	<p>上記（NO.85）に引き続き、保護区禁止→生息地区分による管理へ以降するのであれば、重要な生息地・森林については、事業を実施しない、など実質的に保全効果が強化されるように変更すべき。現行GLの保護区規定については、保全価値がない（低い）などの現状に応じた対応で開発目的に資するべき、というのが論点の背景としてであると想像するが、「保護区での事業禁止」は、自然環境保全を担保する上での一つの予防的アプローチであるはず。それを取り除くのであれば、取って換わるセーフガードを入れる必要がある。（コ）</p>	日比委員	<p>保護区は、それを設定する相手国政府の目的・意図をまずは尊重すべきと考えます。加えて、生物多様性保護の観点から高い保護の重要性が認められる地域は、重要な自然生息地としての配慮を行うことが適当と考えます。重要な自然生息地での実施要件は従来より強化されていると考えています。</p>
87	2p	<p>配布資料 2P での「自然生息地は、生態的機能や種組成が人為的に・・・」（第3パラ）の後半の文章は、同配布資料の文末で「・・・ネットゲインを達成する緩和策が実施される場合に事業を実施する」と記述されていますが、ESS6のパラ22原文は「・・・ネットゲインを達成する緩和策が実施されない限りは、事業を実施してはならない」との強い否定文で表現しているかに見えますが、この説明方法の違いは、実務的な対応上の違いをもたらす原因となりますか。（質）</p>	作本委員	<p>自然生息地での事業実施の条件が示されている世銀 ESS6 パラ 22 (b) には、「Appropriate mitigation measures are put in place, in accordance with the mitigation hierarchy, to achieve no net loss and, where feasible, preferably a net gain of biodiversity over the long term.」とあり、ネットゲインは where feasible, preferable（可能であれば、望ましい）となっており、強い否定文で表現しているとは受け取れないように見受けられます。</p>
88	3P	<p>「重要な生息地」で事業を実施する場合、借入れ人に課せられる 1) ～7) に記述された条件のすべてを満たす必要があるとされていますが、これによっ</p>	作本委員	<p>1) ～7) の要件を満たす緩和策について借入れ人と合意することで借入れ人によって必要な対応が行われることを確保しているものと思われます。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		て、同 3 頁の文末が述べるような借入人との合意が実質的にも満たされたと判断してもよろしいものでしょうか。（質）		
89	4P	<p>ESS6 の GN11.1 は、スコーピング段階で考慮すべき内容の一つとして、Protection Status を 4 種類に分類し、世銀は、ESS6 のパラ 26 で述べるように、法的保護ステータスと管理目的に合致したすべての事業に対し、適用すると説明している（any activities undertaken are consistent with the area' s legal protection status and management objectives）。</p> <p>ESS6 の前半部分では、凡そ、論点 7.1 の主題が示すような管理手法に基づき、生息地及び生物多様性への影響とリスクの議論が広範に実質的に行われていると見られるが、この ESS6 の区分では、既に配布資料 4P の冒頭が述べるように、スコーピング段階における保護区として「生態系サービスや文化的価値の保護を目的として指定された地域を指し、国際的に認知されている地域を含む」としていたものが、法的に指定された地理的範囲内の保護区の対象だけに、議論範囲の対象が狭められているのではないかとと思われる。「生態系サービスや文化的価値の保護を目的として指定された地域」は、地球温暖化での CO2 の吸収源として役割等の例から見ても、必ずしも「保護区」に指定された地域だけで満たされるも</p>	作本 委員	<p>保護区は、それを設定する相手国政府の目的・意図をまずは尊重すべきと考えます。</p> <p>他方、生態系サービスについては、WG6「労働・汚染管理・コミュニティ」においても、生態系サービスに依存するコミュニティの存在を踏まえた生態系サービスへの影響の視点について助言をいただいております。いただいたご指摘踏まえ検討いたします。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>のではないのではないかと不安が生じる。保護区以外の土地であっても、生態系サービスや文化的価値の保護にとって有用で十分に役立っている地域は、多々あると思われます。</p> <p>例えば、インドネシアでは共有林（コミュニティー林）は、公有地であっても、共有林である場合には、国や自治体が住民への伝統的利用を法的に保護するとの憲法判断を下しました。同 ESS6 のパラ (iii) が指摘する “formal or informal protection by local communities or traditional authorities (such as community forests or grazing lands, or sacred natural sites)” も、保護対象地域を保護区だけに限定されていないかに見えます。</p> <p>しかし、配布資料 5P にみられる世銀の保護対象範囲では、事業対象場所が法的に保護区になっているかどうかだけを議論しているかに見えます。土地収用にあって概して多い紛争事例かと思われませんが、地域住民等から、生態系サービス面への便益が大きいためとの理由で自然保護の要求を受けた場合に、保護区以外では当然に強制収用の対象地になり得る、さらに法的な保護区内においてさえも、世銀の説明では、事業実施が一定要件の下で可能といった矛盾を含んだ説明かに見えます。</p> <p>JICA では、かような生態系サービス面の保護につい</p>		

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>て、どのように調和させる方法を考えられますか。  また、事業予定地が保護区以外の場所であったり、  先住民保護等の対象地にも該当しないといったよう  な場合で、地元住民からかような保護要求があった  場合、調和のための方法をいかに判断されるでしょ  うか。世銀では、生息地や保護区に公式的に分類さ  れた場所だけを保護対象にする、しかも保護区の場合  であっても、条件付きで事業実施が可能であるとの  立場を強調しているかに見えますが、JICAはいかな  る立場に立たれる予定でしょうか。これが、過去の  1980年代辺りのJICAによるインドネシアでの複数  のダムプロジェクトでの紛争に共通した原因では  ないかと思われます。（質・コ）</p>		

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
90	4p、5p、 8p	<p>配布資料 4P の文末で、（世銀は）「保護区であっても、事業実施が禁じられている訳ではなく・・・」とありますが、借入人が仮に国内法で保護区利用を明確に禁止している場合であっても、借入国の政府が了解すれば、保護区での事業を実施できるとの説明かと思われます。同配布資料 5P は、世銀が保護区での事業を例外的に実施できる条件を列挙しておりますが、冒頭の「当該事業の内容が法律上許可されていること」とは、どのような意味で理解できますでしょうか。ODA 事業の内容自体が違法ということはまず考えられないはずなので、借入国の政府が政治的に合意しさえすれば OK であると読めます。言い換えると、国内の自然保護法や森林法の規定に明確に反した場合であっても、他の実施要件はありますが、特に当該地区の政府が認証しさえすれば、合意には支障がないとの世銀側の強い立場を示した表現に見えます。世銀のこの立場は、途上国側の国内法を尊重する立場とは必ずしも調和していないと考えられます。</p> <p>JICA の FAQ(3)の同地域での法律等の遵守の内容や、同（４）のコミュニティーなどとの合意形成を求める JICA の立場に比べ、世銀の判断の方がより緩い内容でないかと思われます。JICA は、どちらの立場</p>	作本 委員	借入人の国内法で保護区での事業実施を明確に禁止している場合、世銀が同保護区の中で事業を実施することはないと考えます（ESS 6 パラ 27 には a) demonstrate that the proposed development in such area is legally permitted とあります）。JICA も同様の立場です。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>を採用するかの判断において、注意が必要かと思 います。（質・コ）</p>		
91	6P	<p>サプライチェーンに対するセーフガードポリシーに ついては、第一次供給者までのフォローを、誰が、 どの程度まで、監督するのか、できるのかが不明で あるので、実施可能性をも十分に検討した方がよい のではないかと思います。委託事業者任せによってで もこれを実施した方が前向きではないかといった判 断もあるでしょうが、「ビジネスと人権原則」の下 で、第1に、日本政府もサプライチェーン重視の基 本的対応を国際社会に約束していますので、全くの 無関心ではいられないので点がまずあるかと思いま す。さらに、このビジネス原則は、サプライチャー ンに関する国家の義務と事業者の責務を強調してお り、事業者としての JICA への確認責任がどこまで及 ぶのか、その責任程度はどうなのかの点にも予め注 意されたらと思います。（コ）</p>	<p>作本 委員</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後対応を検討して参ります。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
92	p.2-3	<p>生息地区分に基づく事業実施の判断へ変更することを支持します。</p> <p>「条件遵守で保護区でも事業ができる」という解釈ではなく、「重要な生息地では原則事業は実施しない」と解釈すべきです。</p> <p>重要な生息地は保護区よりも限定される可能性があり、その場合は（重要な生息地を避けて）事業実施判断がしやすくなる可能性があると思います。</p> <p>（コ）</p>	米田委員	<p>ご指摘のとおり重要な生息地での実施要件が強化されていると理解しています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今後対応を検討して参ります。</p>
93	p.7	<p>ESS6 は生物多様性に関する基準のため、それ以外の目的の保護区については、例えば文化財に関するESS8 パラ 17 等を参照する必要があると思います。</p> <p>（コ）</p>	米田委員	<p>文化財に関する議論は第 8 回の包括的検討 WG で行います。</p>
94	PPT P8	<p>生息地区分を導入するにしても、原則は保護区内でのプロジェクトはやらないということは変える必要はないと思いますが。（コ）</p>	林委員	<p>保護区は、それを設定する相手国政府の目的・意図をまずは尊重すべきと考えます。加えて生物多様性保護の観点から高い保護の重要性が認められる地域は、重要な自然生息地としての配慮を行うことが適当と考えます。</p>
95	P.5	<p>「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」に示された認識から、保護区に、UNESCO 世界遺産リスト地域、UNESCO 生物圏保存地域、ラムサール条約湿地、KBA、IBA、ゼロ同盟地域(Alliance for Zero Extinction Sites)を含むことを検討すべきと考える。（コ）</p>	木口委員	<p>ご意見を踏まえ、今後対応を検討して参ります。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
96	P.5-6	上記（NO.60）、生物多様性オフセットの導入に対する懸念から、現状の、保護区では事業を実施しないという要件が堅持されるべきと考える。（コ）	木口委員	保護区は、それを設定する相手国政府の目的・意図をまずは尊重すべきと考えます。加えて生物多様性保護の観点から高い保護の重要性が認められる地域は、重要な自然生息地としての配慮を行うことが適当と考えます。
97	資料 P2	ESS6-20 及び GN20. 1。Modified habitat であっても意義のある生物多様性が認められる場所が多いわけですので、そのことは例示して記述しておいてほしいと思います。 GN20.1 を見ると明らかなように、改変された土地であっても様々な形で生物に利用されているから。改変されていなくても生物は”同様に”そこに適応した暮らしを営んでいることを踏まえ、自然生息地のアセスメント同様な評価を行うべきでしょう。（コ）	石田委員	ご意見参考に致します。
98	資料 P3	重要な生息地の定義を ESS6-23 を参照して記述する必要があると思います。GL の別紙に生息地区分として記述されることになるのでしょうか。（コ）	石田委員	重要な生息地の定義は、現行ガイドラインの「重要な自然生息地」の定義を FAQ に示しておりますが、これを世銀 ESS 6 のパラ 23 に変更するかは、今後検討して参ります。
99	資料 P1	侵略的外来生物が建設用の砂、バラスト水、植物あるいは貨物等によって持ち込まれる可能性があり得る為、そのことも別紙等に記述してほしいところです。 ESS6-28, 29（コ）	石田委員	ご意見を踏まえ、今後対応を検討して参ります。
100	資料 P1	ESS6-31～35 事業に農牧畜業、漁業養殖業が含まれる場合、持続可能性を事前評価し適切な（持続可能な）生物資源管理をしていくこと。地域の長期的で	石田委員	ご意見を踏まえ、今後対応を検討して参ります。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		安定した利用を実現するための視点ですので、GLに含まれることを検討してほしいです。（コ）		
101	資料 P4,5	地域の人たちの生計への影響や長期的に見た場合の多様性の損失を考えると、保護区では事業を行わない、ということをおこれまで以上により強い形で明記したほうが良いと思います。（コ）	石田委員	保護区は、それを設定する相手国政府の目的・意図をまずは尊重すべきと考えます。加えて生物多様性保護の観点から高い保護の重要性が認められる地域は、重要な自然生息地としての配慮を行うことが適当と考えます。
102	資料 P6	Para30 はひょっとして para40 ではないでしょうか。（質）	石田委員	事前送付資料 5 ページのポツ 3 については、IFC の Performance Standard 6 のパラ 30 を参照しています。
103	資料 P6	同ページの①～③についてですが、ESS6-39 では、それらの 3 つについては、先ず、システムを構築して認証（あるいは確認を取る）すること、となりますので、資料にその追記が必要かと思われます。（コ）	石田委員	ご指摘を踏まえ資料を修正します。